

## 函館市特定教育・保育質向上事業給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に基づく函館市における民間の特定教育・保育施設等（以下「特定教育・保育施設等」という。）が、「特定教育・保育，特別利用保育，特別利用教育，特定地域型保育，特別利用地域型保育，特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）」に基づく教育・保育給付の算定対象となる職員数および専任職員を必要とする市の委託事業または補助事業を実施するために必要な職員数（以下「配置基準職員数」という。）を超えて，保育士，幼稚園教諭および保育教諭等（以下「保育士等」という。）を配置することにより，障がいの判定を受けることが困難な発達障がいの疑いのある子どもへの対応や，より特色のある教育・保育を実践する等，多様な教育・保育サービスを提供するために必要な費用の一部を，特定教育・保育等質向上事業給付金（以下「給付金」という。）として支給することによって，特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前の子どもの教育・保育の質の向上を図ることを目的とする。

(給付金の支給)

第2条 給付金は，申請年度の各月初日において，次の各号に掲げる要件を全て満たした月が1月以上ある特定教育・保育施設等に対して，別表に定める額を上限として予算の範囲内で支給する。

- (1) 配置基準職員数を超えて保育士等を配置している施設
- (2) 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付け子ども家庭庁成育局長，文部科学省初等中等教育局長通知）（以下「留意事項通知」という。）に定める次に掲げる加算項目（施設・定員区分ごとに適用可能な項目に限る。）の全てに適用がある施設
  - ア 3歳児配置改善加算（3歳児の利用がある場合に限る。）

- イ 満3歳児対応加配加算（満3歳児の利用がある場合に限る。）
- ウ 講師配置加算（教育標準時間認定子どもの利用がある場合に限る。）
- エ チーム保育加配加算（利用定員の区分ごとの上限人数の適用に限る。）
- オ チーム保育推進加算（利用定員の区分ごとの上限人数の適用に限る。）
- カ 学級編成調整加配加算（教育標準時間認定子どもの利用がある場合に限る。）
- キ 4歳以上児配置改善加算

2 前項の規定に関わらず、留意事項通知に定める次の各号のいずれかに適用がある施設は支給の対象外とする。

- (1) 施設長を配置していない場合
- (2) 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合
- (3) 定員を恒常的に超過する場合  
(申請方法)

第3条 給付金は、特定教育・保育施設等の長の申請によるものとし、別に定める申請書に配置基準職員数を超えて保育士等を配置していることを確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第4条 特定教育・保育施設等の長は、給付金の用途に関する帳簿および書類を備え、当該給付金の支給のあった日の属する年度の翌年度の初日から、5年間保存しておかななければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月22日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 第2条の規定にかかわらず、函館市立保育所の民営化により社会福祉法人等に移管した特定教育・保育施設等における給付金については、当分の間、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ当該各号に定める額を上限として予算の範囲内で支給するものとする。

(1) 配置基準職員数を超えて保育士等を配置する場合に、当面の措置として行う当該保育士等の雇用に要する費用 附則別表に定める額

(2) 施設の敷地として市有地を賃借しているものに対し、当面の措置として行う賃借に要する費用 市有地の賃借料に相当する額

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1施設当たりの金額	1人加配の場合	月額 142,100円
	2人以上加配の場合	月額 189,400円

備考 配置基準職員数を超えて配置する保育士等を月の途中で雇用した場合は翌月（月の初日に雇用した場合はその月分）から適用し，退職した場合は，退職した日の属する月の翌月分から適用除外とする。

附則別表（附則第2項関係）

1施設当たりの金額	1人加配の場合	月額 236,700円
	2人以上加配の場合	月額 284,100円

備考 配置基準職員数を超えて配置する保育士等を月の途中で雇用した場合は翌月（月の初日に雇用した場合はその月分）から適用し、退職した場合は、退職した日の属する月の翌月分から適用除外とする。